

令和6年能登半島地震における災害対応の総評

輪島市 坂口 茂

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（第3回）
令和6年8月7日（水）

令和6年能登半島地震における災害対応の総評 【輪島市】

●発災前の取組

物資や資機材の備蓄

【非常食】地域防災計画に基づき非常食の備蓄は、能登半島地震発生時の人口と避難所に避難した一日あたりの最大人数の割合を基に配備

○配備数量 5,400 食（非常食1,800人×3食、保存水1,800人×3L）

○配備場所 市内 18 公民館等を中心に配備

○非常食 アルファ化米：特定原材料等27品目不使用、水でも調理でき、スプーン付き、器無しで調理・食事が可能、保存期間5年
パン：袋入り、保存期間5年

○保存水 サイズ：500mlペットボトル、保存期間5年

【資機材】指定避難所に非常用発電機、投光器、エコボード、毛布、安眠セット、エアマット、テント等を配備

【指定避難所】公民館、体育館等市内で48箇所を指定

最大避難者数は13,600人を超えたため、プッシュ型での食料が届くまでの期間、不足が発生した。また、道路の寸断により孤立集落が発生したため、物資が届くまで時間がかかった地域がある⇒備蓄の想定数量の変更と配備場所の再検討が必要である

専門知識人材

輪島市総合防災訓練を年に1度実施（市民の防災意識の向上）

防災士の養成 これまでに市で875人（うち女性222人）養成

防災士へのフォローアップ研修（年1回）、スキルアップ研修の実施（年数回/石川県）

今回の災害で、一部の防災士は避難所等で活動があったが、全体としては活動が少なかったため、今後に向けて防災士が組織的に活動できるよう体制等の見直しが必要

協定締結などによる協力者確保

52の協定を締結（県内自治体との災害時相互応援協定、県内団体との物資供給関係協定など）

○奥能登広域圏事務組合消防本部管内消防団相互応援協定

消防組織法（昭和22 年法律第226 号）第39 条の規定に基づき奥能登広域圏事務組合消防本部管内の消防団相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的

【協定先】奥能登広域圏事務組合消防本部、珠洲市、能登町、穴水町

→ 協定先の近隣1市2町も同様に被災したため、今回は協定の目的が機能しなかった

今回の災害を受けて、協定先の追加・内容の見直しなどが必要かどうかの検証が必要

●国・県・応援自治体の受入体制

輪島市災害時受援計画（人的応援の受入れ編）に基づき支援を受け入れ

応急対策職員派遣制度（総務省）

「総括支援チーム」による支援

- 役割：被災市区町村の長の指揮の下、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など
- 構成：災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員などで構成（三重県、吹田市）

応急対策職員派遣制度（総務省）

「対口支援チーム」による支援

- 役割：避難所の運営、罹災証明、被害認定調査、生活再建窓口、公費解体の受付、物資担当等
- 構成：総括支援チーム（代表：三重県）を含む20自治体

【受け入れについて】

- ・石川県を通じ、応急対策職員派遣制度を要請し、総括支援チーム・対口支援チームによる支援を受けることができた。総務省、石川県からも協力していただいた
- ・応急対策職員派遣制度以外でも救助・災害対応業務に関し、国・県・自治体、民間団体等から多くのご支援をいただいた
- ・マンパワー、ノウハウ不足の中で非常に大きなバックアップとなり、災害復旧業務を土台から支えていただいたことで、業務を的確に進めることができた
- ・本市において応急対策職員派遣制度は、5月31日で終了となり、現在は自治体からの中長期派遣や、民間団体等に引き継がれている
- ・吹田市とは令和6年4月3日に「令和6年能登半島地震に伴う輪島市復旧支援協定書」を締結し、応急対策職員派遣制度終了後も継続的に支援を受けている

受援団体の受け入れ方法が適正であったかどうかを検証し、必要に応じて受援計画を見直すことを検討

●避難所外を含めた避難者にかかる情報収集・情報連携

避難者名簿を当初から作成したが・・・

フォーマットが決まっていない・避難者の出入りが激しい



不正確なものに

デジタル情報が得にくい**高齢者層**への情報提供



避難所にはデジタルサイネージの設置を始め、災害広報、**紙ベース**での各種情報の提供
市外（2次避難所等）には、石川県の協力のもと週1回、紙ベースでの情報提供

★輪島市HPと輪島市公式LINEにて随時情報を発信★

令和6年能登半島地震における災害対応の総評 【輪島市】

●特徴的な課題への対応（孤立集落、2次避難、学校病院等の機能回復）

2次避難

発災から2月中旬頃まで：2次避難の必要性に対する理解促進や避難施設とのマッチング調整（食事の有無、駐車場代の有無、ペットの有無等）が進まない状況



各避難所等で2次避難（みなし仮設を含む）を推奨し、紙ベースでの説明を実施

3月頃から現在まで：ライフラインが復旧し、自宅に戻れる状況下で、2次避難生活に慣れ、次の住まいを考えることから**逃避**している避難者が顕在化



石川県主導のもと、2次避難者説明会を実施

6月から2次避難の条件に適合していない方（ライフライン復旧済の方等）に対し、電話による説得・相談を実施し、並行して直接面談も実施



孤立集落

発災後、道路寸断が市内で多数発生。孤立集落では固定電話、携帯電話もつながらず、地域内の情報が掴めなかったため、自衛隊が直接孤立集落に入り、現地の情報を把握し、物資を配布。その際、**衛星電話**を地域の代表者へ渡すことで、孤立集落からの脱出方法・日程を相談することができた。

今災害では道路の寸断により、救助に自衛隊等のヘリが活用されたケースが多かった
通信手段が使用できなくなった場合の代替手段の検討が必要



令和6年能登半島地震における災害対応の総評 【輪島市】

●特徴的な課題への対応（孤立集落、2次避難、学校病院等の機能回復）

学校の機能回復①

【児童生徒数】

震災前（R 5.12.1） 1,100人 小学校699人、中学校401人

震災後（R 6. 5.1） 689人 小学校403人、中学校286人 **▲411人（▲37.4%）**

【集団避難】

防災計画に定める指定避難所の小学校9校、中学校3校の全てが校舎棟、体育館ともに被害
地震直後、小学校1校を除く11校に避難所が開設
県立高校2校においても体育館のみではなく校舎棟の教室にも避難者がいる状況



保護者同意の上、中学生を対象に白山市にある県有施設へ**集団避難を実施**（1/17～3年生3/8、1・2年生3/22）

【学校集約】

避難所校舎教室にいる避難者に状況説明し、別の避難所へ移動して教室を確保

門前地区2小学校、1中学校 → 門前東小学校にて学校活動再開（1/24～）

町野地区1小学校、1中学校 → 町野小学校にて学校活動再開（1/30～）

輪島地区6小学校、1中学校 → 輪島高校の空き教室で小中学校の学校活動を再開（2/6～）

（県立高校校舎を小中高が同時利用する状況）

令和6年能登半島地震における災害対応の総評 【輪島市】

●特徴的な課題への対応（孤立集落、2次避難、学校病院等の機能回復）

学校の機能回復②

【仮設校舎の建設】

県立である輪島高校をいつまでも間借りすることはできない



市街地周辺で児童の多い河井小学校グラウンドに仮設校舎の建設を計画



工期に約5か月かかることから、輪島地区の6小学校、1中学校の学びの場として、4月から輪島中学校、大屋小学校の校舎利用を想定、各学校にいる避難者に説明の上、体育館等に移ってもらうとともに、4月から輪島にいる児童数を把握し、必要な教室数を算出



輪島中学校に6小学校、1中学校の児童生徒の教室を確保、集約し授業開始（4/1～）学校給食も再開（5/1～）

当市では**8月末の避難所解消を目標**としており、解消後は本格的に施設の復旧を進めていく。

【仮設校舎の概要】

設置場所：河井小グラウンド

建物構造：軽量鉄骨造2階建

建築規模：建築面積2,641.55㎡、延床面積4,601.72㎡ ※体育館は既存施設を復旧利用

費用等：10億2,894万円（リース方式2年間）

供用開始：8月30日(金) 2学期始業（給食あり） ※8/27登校日より仮設校舎使用

令和6年能登半島地震における災害対応の総評 【輪島市】

●特徴的な課題への対応（孤立集落、2次避難、学校病院等の機能回復）

病院の機能回復

■発災初日～7日間【超急性期】（停電は数時間のみ）

続々と運ばれる「災害負傷者」対応に全力傾注

【**転院総数300人：一般入院100人・透析60人・負傷者140人**】

大津波警報で混乱した市民約100人が院内避難（1月5日に市が開設した避難所へ全員移動完了）したため、**入院患者用備蓄の食料が2日で底をついた**

一般避難者は想定外であったため、災害負傷者との区分けが困難となった

■発災2日目 CT・X線復旧

■発災8日目～20日目【急性期】

避難所等での感染症まん延による**感染症患者の入院受入に移行**

救急対応中心の医療⇒救急車・発熱・ウォークインの体調不良者・薬処方のみ

■発災8日目 訪問看護再開

■発災9日目 **上水復旧**

■発災17日目 ドライ式（水を必要としない）検査機器運用開始

■発災22日目 外来一部再開

■発災24日目 訪問リハ再開

■発災36日目 外来全診療科再開

■発災44日目 MRI復旧

■発災74日目 **下水復旧（仮設浄化槽2か所設置完了）**

■発災後94日目 透析再開

■発災後99日目 手術再開

■発災後101日目 介護医療院院内開設（介護保険施設）

■発災後108日目 へき地診療所再開（七浦診療所）

■発災後112日目 検査室復旧⇒**院内応急復旧完了宣言（震災前診療機能へ復帰）**